

提出依頼（該当団体のみ） 提出期限：令和8年6月30日（火）

令和8年（2026年）4月21日

町内会長・自治会長 様

横須賀市地域支援部市民生活課長

令和8年度防犯カメラ設置費補助申請について（提出依頼）

平素から市政に対するご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費補助金の制度を設けております。

令和8年度は、令和7年7月25日付で各町内会・自治会長あて送付した「令和8年度防犯カメラ設置の意向調査」で「設置予定あり」と回答をいただいた町内会・自治会を対象としています。また、予算に残が生じた場合は、「設置予定なし」と回答をいただいた町内会・自治会も予算の範囲内で対応しますので、ぜひご相談ください。

- 1 提出期限 令和8年6月30日（火）
- 2 提出先 市民生活課
- 3 提出書類 設定予定位置図
撮影範囲がわかる書類
- 4 その他 (1) 補助対象
防犯カメラ（レコーダー等関連機器を含む）の設置費
リースも補助対象
1団体あたりの年度内設置上限は5基
道路等の公共空間の不特定多数のものを撮影対象とするもの
(2) 補助率
設置費の10分の9
限度額 従来型1基あたり270,000円
ソーラー型1基あたり300,000円
(3) 提出方法
市民生活課までFAX、郵送、Eメールもしくは持参

事務担当 市民生活課 防犯・生活安全係 担当者：吉永、小林

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL:046-822-9807

メールアドレス：cl-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

概要は裏面へ⇒

防犯カメラ設置費補助制度

1 補助制度の内容

- (1) 補助対象は、防犯カメラ（レコーダーなど関連機器を含む。）の設置費です。
※電気代や保険など維持管理に関わる費用は、補助対象外です。
- (2) 道路等の公共空間の不特定多数の者を撮影対象とするものが補助対象となります。特定の施設（町内会館など）を管理するためのものは対象外です。
- (3) リースも補助対象ですが、契約満了時に所有権移転するものに限りません。
- (4) 更新については、設置後5年以上経過したカメラが補助対象となります。
※今年度は、令和2年度以前に設置したカメラが対象となります。
専用独立柱については、設置後10年以上経過したものが補助対象です。
- (5) 補助対象となる団体は、町内会・自治会または、複数の町内会等で組織する団体です。
- (6) 補助率など（新設・更新にかかわらず同じです）
 - ・補助率 設置費の10分の9
 - ・補助限度額 1基あたり従来型 270,000円 ソーラー型 300,000円
 - ・1町内会等あたりの年度内限度基数 5基

2 事前相談について

補助金の交付を希望する町内会・自治会等は、6月30日（火）までに設置予定位置図、撮影予定範囲がわかるものを市民生活課までFAX、郵送、Eメールで提出もしくはご持参してください。

3 補助金申請について（8月中旬締切予定：事前相談をいただいた町内会・自治会等のみ該当）

- (1) 補助金申請の際に、町内会・自治会等が防犯カメラ設置と補助金申請することについて、総会（定期総会でも、臨時総会でも、書面による総会などでも可）で合意を得ることが条件となります。
- (2) 事前相談をいただいた町内会等に申請に際して必要な資料等の詳細をお伝えします。
- (3) 補助金申請の締め切りは、別途ご連絡いたします。

4 その他

制度の概要やガイドライン等は、ホームページからもご覧いただけます。



※補助率等は、令和8年度のもので、次年度以降は変更となる場合があります。